

千歳市国民保護計画

平成30年8月
千歳市

- ・平成19年3月29日 決定
- ・平成20年9月 1日 変更
- ・平成22年5月21日 変更
- ・平成27年6月29日 変更
- ・平成30年8月 1日 変更

目 次

第 1 編	総 論	1
第 1 章	市の責務、計画の目的、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の目的等	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の業務の大綱等	5
1	国民保護措置の仕組み	5
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	7
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	13
1	武力攻撃事態	13
2	緊急処理事態	15
第 2 編	平素からの備えや予防	17
第 1 章	組織・体制の整備等	17
第 1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部等における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第 2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	国の機関との連携	22
3	道との連携	23
4	近接市町村との連携	23
5	指定公共機関等との連携	24
6	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	24
第 3	通信の確保	24
第 4	情報収集・提供等の体制整備	25

1	基本的考え方	2 5
2	警報等の伝達に必要な準備	2 6
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 7
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 8
第 5	研修及び訓練	2 9
1	研修	2 9
2	訓練	2 9
第 2 章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 1
1	避難に関する基本的事項	3 1
2	避難実施要領のパターンの作成	3 2
3	救援に関する基本的事項	3 2
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 3
5	避難施設の指定への協力	3 3
6	生活関連等施設の把握等	3 3
第 3 章	物資及び資材の備蓄、整備	3 5
1	市における備蓄	3 5
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 5
第 4 章	国民保護に関する啓発	3 7
1	国民保護措置に関する啓発	3 7
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 7
第 3 編	武力攻撃事態等への対処	3 8
第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 8
1	事態認定前における警戒本部等の設置及び初動措置	3 8
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 0
第 2 章	市国民保護対策本部の設置等	4 1
1	市対策本部の設置	4 1
2	通信の確保	4 7
第 3 章	関係機関相互の連携	4 8
1	国・道の対策本部との連携	4 8
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 8
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 9
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 9
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 0

6	市の行う応援等	5 0
7	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等	5 0
8	住民への協力要請	5 1
第 4 章	警報及び避難の指示等	5 2
第 1	警報の伝達等	5 2
1	警報の内容の伝達等	5 2
2	警報の内容の伝達方法	5 3
3	緊急通報の伝達及び通知	5 4
第 2	避難住民の誘導等	5 5
1	避難の指示の通知・伝達	5 5
2	避難実施要領の策定	5 6
3	避難住民の誘導	5 9
4	事態想定ごとの避難の留意点	6 1
第 5 章	救援	6 4
1	救援の実施	6 4
2	関係機関との連携	6 5
3	救援の内容	6 5
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	6 9
5	救援の際の物資の売渡し要請等	6 9
第 6 章	安否情報の収集・提供	7 1
1	安否情報システムの利用	7 1
2	安否情報の収集	7 2
3	道に対する報告	7 2
4	安否情報の照会に対する回答	7 2
5	日本赤十字社に対する協力	7 3
第 7 章	武力攻撃災害への対処	7 4
第 1	武力攻撃災害への対処	7 4
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 4
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 4
第 2	応急措置等	7 5
1	退避の指示	7 5
2	警戒区域の設定	7 6
3	応急公用負担等	7 7
4	消防に関する措置等	7 8

第 3 章	生活関連等施設における災害への対処等	8 0
1	生活関連等施設の安全確保	8 0
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 0
第 4 章	N B C 攻撃による災害への対処等	8 2
1	N B C 攻撃による災害への対処	8 2
第 8 章	被災情報の収集及び報告	8 5
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	8 6
1	保健衛生の確保	8 6
2	廃棄物の処理	8 7
3	文化財の保護	8 7
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	8 8
1	生活関連物資等の価格安定	8 8
2	避難住民等の生活安定等	8 8
3	生活基盤等の確保	8 8
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	8 9
第 4 編	復旧等	9 1
第 1 章	応急の復旧	9 1
1	基本的考え方	9 1
2	公共的施設の応急の復旧	9 1
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	9 2
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	9 3
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 3
2	損失補償及び損害補償	9 3
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 3
第 5 編	緊急対処事態への対処	9 4
1	緊急対処事態	9 4
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	9 4
資料編		9 5

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の目的、構成等

千歳市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の目的、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の目的等

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、千歳市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画の目的及び計画に定める事項

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小限にすることを目的とする。このため、市国民保護計画においては、次に掲げる国民保護法第 35 条第 2 項各号に示す事項について定める。

市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し千歳市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、千歳市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(4) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(6) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(7) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(8) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の業務の大綱等

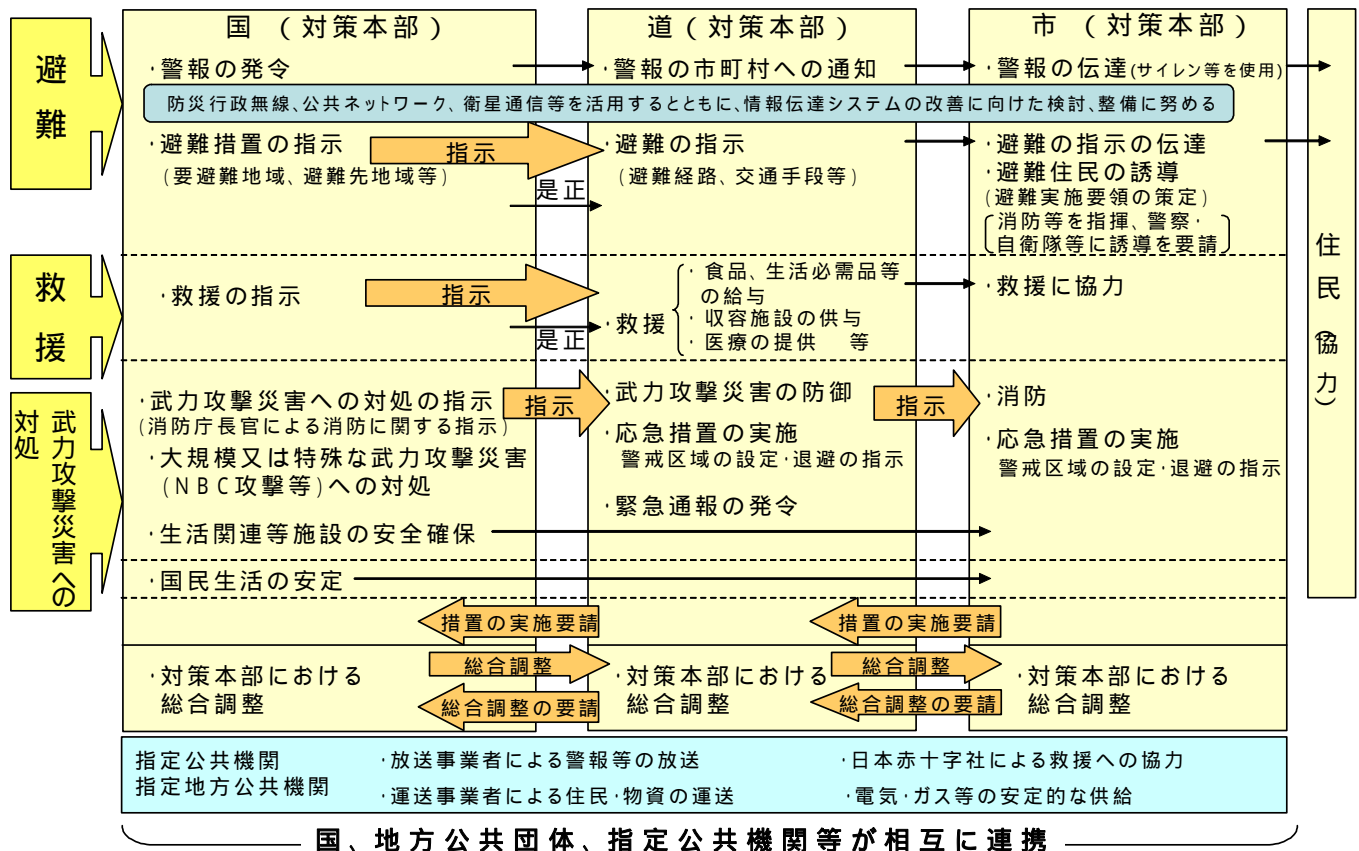
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の仕組み

武力攻撃事態等においては、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。

【市における国民保護措置の仕組み】



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市長等	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

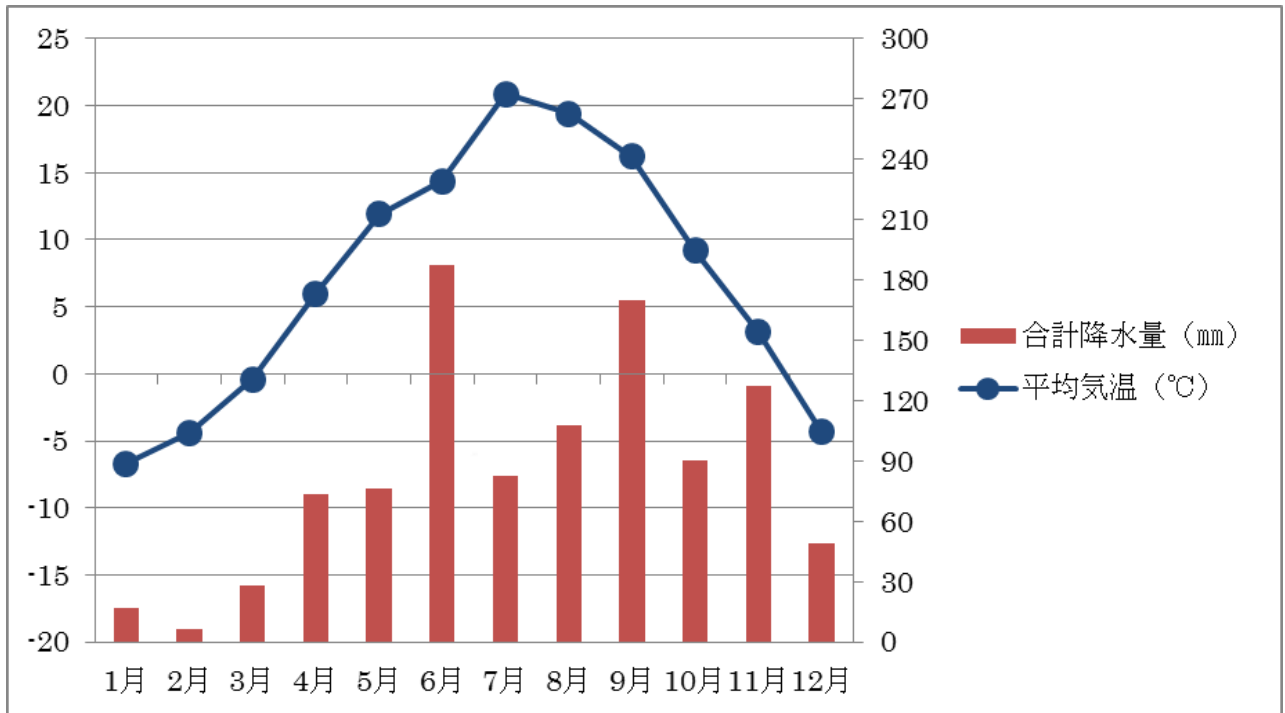
○ 関係機関の連絡先については、資料編に記載

(2) 気候

本市は地理的条件により、太平洋側と日本海側両方の気象の影響を受け、風は春から夏には南風、秋から冬には北風がそれぞれ卓越している。

降水量は山間部を除けば道内の他の地方とほぼ同じで、降雪量は山間部を除けば比較的少なく、長期積雪のはじまりも遅い。春、秋は比較的晴れる日が多く、月平均気温は、盛夏期で20度位、厳寒期で氷点下5度位で、最高気温は30度以上になることが少なく、最低気温も氷点下30度以下になることはまれで、しのぎ易い気候である。

平成29年平均気温（ ）及び合計降水量（mm）



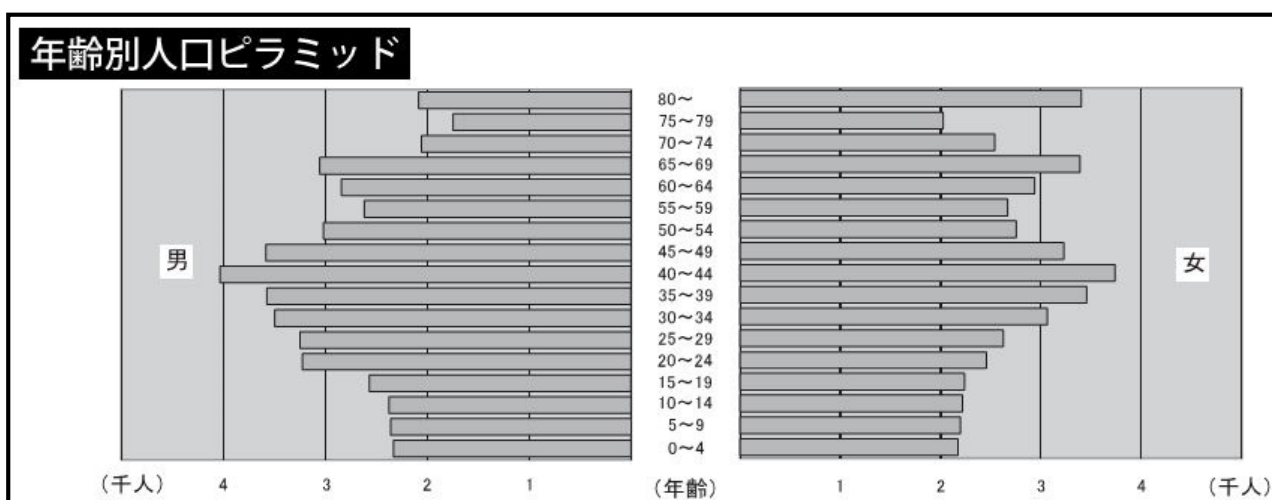
(3) 人口分布

本市の人口は、平成27年の国勢調査では、40,638世帯、95,648人（男48,588人、女47,060人）で、前回調査に比べ2,097世帯（5.4%）、2,044人（2.2%）の増となっている。人口増加数は、札幌に次いで高い伸びを示している。年齢別人口は、最も多いのは15～64歳の生産年齢人口で、61,908人（64.7%）、0～14歳が13,573人（14.2%）、65歳以上が19,979人（20.9%）である。なお、人口密度は160.8、平均年齢は42.9歳と、「北海道で一番若いまち」となっている。

人口分布は、JR千歳線の北部の清流や稲穂、高台、花園、末広、富丘などと、東部の寿、弥生、豊里、住吉、青葉など、さらにJR千歳線の西部の桜木、自由ヶ丘、信濃、北斗、新富など、市中心部を取り囲む住宅街に集中している。

年齢階級別人口
平成27年10月1日 国勢調査

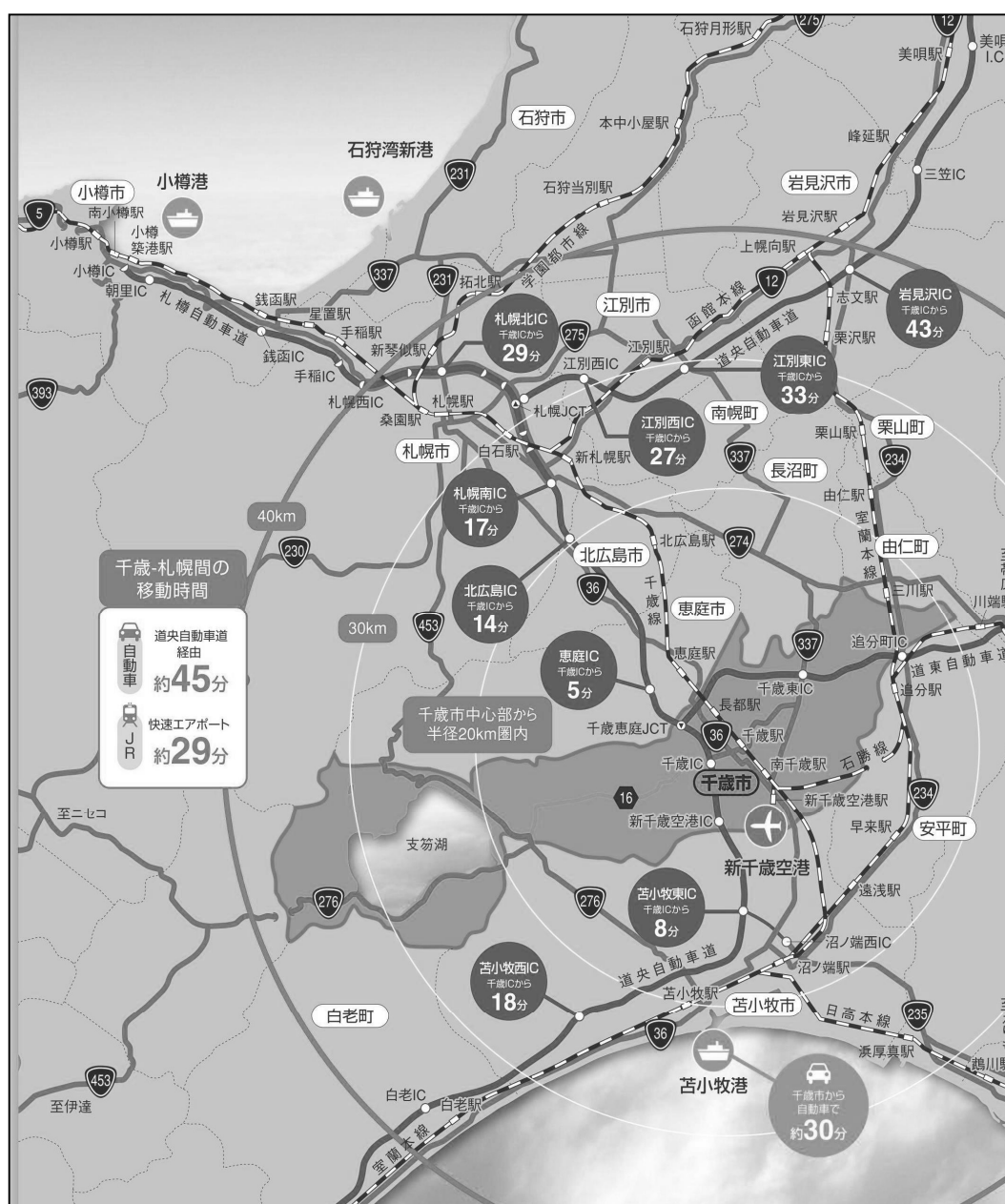
区分	実数			構成比(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	95,648	48,588	47,060	100.0	100.0	100.0
年少（0～14）	13,573	7,011	6,562	14.2	14.4	14.0
生産年齢（15～64）	61,908	32,634	29,274	64.7	67.2	62.2
老年人口（65～）	19,979	8,851	11,128	20.9	18.2	23.6
年齢不詳	188	92	96	0.2	0.2	0.2



(4) 道路の位置等

道路は、札幌から千歳、苫小牧、室蘭までを結ぶ国道３６号が中心部を走り、物流面で大きな役割を担っている。また、市中心部から長沼町、さらに江別までを結ぶ国道３３７号や、新千歳空港までの道道新千歳空港線、観光地の支笏湖を結ぶ道道支笏湖公園線、安平町まで繋がる道道早来千歳線などがある。

道央自動車道の千歳ＩＣ、平成２５年に開通した新千歳空港ＩＣは、札幌や苫小牧、室蘭など主要都市から新千歳空港に向かう車両に大きな利便性を提供している。さらに、千歳ジャンクションから夕張方面を結ぶ北海道横断自動車道が平成１１年に開通している。また、新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ道央圏連絡道路の整備も進んでいる。



(5) 鉄道の位置等

鉄道は、ＪＲ千歳線が札幌から苫小牧方面にのびており、市街地において高架化されたＪＲ北海道の最大幹線で、空港連絡鉄道としての性格を帯びている。新千歳空港旅客ターミナルビルの地下に列車が乗り入れる千歳線支線・新千歳空港駅は、「鉄空一貫」の連携した旅客輸送を行っている。また、南千歳駅は道南、道東方面（石勝線）への結節点として、特急・急行列車が停車するとともに、貨物輸送面でもＪＲ貨物札幌貨物ターミナルと苫小牧貨物駅が至近に位置している。なお、市管内には、千歳駅、新千歳空港駅、南千歳駅、長都駅、美々駅が設置されている。

(6) 空港

空港は、北海道における国際航空の拠点として、また国内の基幹空港として機能する新千歳空港があり、ＪＲ新千歳空港駅と連結した場所に所在し、3,000m滑走路2本と半円形のターミナルビルを備える。航空路は30年1月現在で国内線が27路線、国際線は17路線で、乗降客数は28年実績で国内・国際線合わせて2,131万2,000人となっている。特に、新千歳 - 羽田線は1日53往復が運行し、年間約970万人が利用している。また、国際線の利用客は、22年に国際線旅客ターミナルが開設され、利便性が格段に向上したことから、アジアを中心とした外国人観光客が増加し、258万人と過去最高を記録している。

(7) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地に陸空各部隊が所在している。これらの施設は市街地に隣接、あるいは至近な距離にあり、全体面積は4,906ヘクタールと行政区域の8.2%を占め、また市街化区域の約1.6倍もの広大な面積を有している。

陸上自衛隊第7師団は北部方面隊に属する我が国唯一の機甲師団で、石狩南部地区と胆振・日高及び空知地区の一部を警備担当区域とし、司令部がある東千歳駐屯地をはじめ、北千歳駐屯地などに部隊が駐屯している。

陸上自衛隊第1特科団は、北千歳駐屯地に団本部と主力が駐屯する野戦砲部隊である。また、第1高射特科団は、東千歳駐屯地に団本部を置く陸上自衛隊最大の高射特科団で、航空自衛隊と連携して北海道の防空に当たっている。

航空自衛隊千歳基地（千歳飛行場）は、北海道の第一線航空基地として北部航空方面隊に属する第2航空団が展開している。さらに千歳基地内には、重要区域を防空する高射部隊や、飛行場機能を維持する施設部隊、搜索や救助活動に当たる救難部隊、政府専用機を運用する部隊などが配備されている。また、航空自衛隊千歳管制隊は、千歳飛行場と新千歳空港を交通管制するため、管制塔から管制業務を行っている。



(8) その他

本市は、埋蔵文化財として国指定史跡2か所、市指定史跡1か所、国指定重要文化財3件、市指定有形文化財3件を有する。国指定史跡は、ウサクマイ遺跡群（昭和54年5月23日指定）とキウス周堤墓群（昭和54年10月23日指定）がある。また、国指定重要文化財は、動物形土製品（昭和54年6月6日指定）、土製仮面（昭和63年6月6日指定）、北海道美々8遺跡出土品（平成17年6月9日指定）がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、基本指針及び、道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえばダムが攻撃された場合には被害の

範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、道警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾又はN（核）B（生物）C（化学）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊

イ 被害拡大の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、空港、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、空港等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆破による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆弾に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

○ 市の各部等における平素の業務

部等名	平素の業務
総務部	・ 国民保護協議会等の運営に関すること ・ 市国民保護計画に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 避難施設の指定の協力に関すること ・ 警報及び緊急通報の伝達・通知に関すること ・ 国民保護に関する情報の収集に関すること ・ 関係機関との連絡調整に関すること ・ 国民保護対策本部等に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること ・ 国民保護に関する啓発に関すること ・ 安否情報の収集体制の準備に関すること ・ 国民保護対策予算その他財政に関すること ・ 通信手段の準備に関すること（他部課の所管に属するものを除く。） ・ 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）連絡調整に関すること ・ 救援物資の調達体制の整備に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ その他各部局に属さない国民保護措置に関すること など
企画部	・ 報道機関との調整に関すること など

市民環境部	・生活関連物資等の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関すること ・危険動物及びペット動物の対策に関すること ・公共施設の把握及び対策に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること ・廃棄物処理に係る調整に関すること など
保健福祉部 こども福祉部	・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること など
産業振興部	・商工労働団体・機関との連絡調整に関すること ・農業関係団体との連絡調整に関すること ・家畜の対策に関すること など
観光対策部	・観光客に関する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること など
建設部	・建設関係団体との連絡調整に関すること ・道路の把握及び対策に関すること ・都市計画施設、公園施設の把握及び対策に関すること ・被災者住宅の再建支援に関すること ・復旧に関すること ・住宅融資など相談窓口の開設に関すること など
会計室	・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること など
市民病院	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること など
水道局	・水道施設、下水道施設の把握及び対策に関すること など
消防本部	・消防活動体制に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること ・消防団に関すること など
教育委員会	・公立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること ・児童・生徒の安全指導に関すること ・教育施設等の保全に関すること ・文化財の保護に関すること など

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、既存の災害対応の体制等を活用して24時間即対応可能な体制を確保する。

市部等での対応充実

各部等は、常に危機意識を持ち迅速かつ正確に情報を伝達し、市として統制ある対応を行う。第一報を受けた部等は、総務部（危機管理課）に連絡するものとする。危機管理課から連絡を受けた部等は必要な措置を講じた後、その内容を危機管理課に連絡する。

また、執務時間外に管理員室（警備員）に入った情報は、速やかに危機管理課長等へ連絡するものとする。

消防本部との連携

危機管理課は、24時間体制で対応している消防本部と連携し、国民保護に関する情報収集や伝達の体制を確保する。消防本部は、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は直ちに危機管理課に連絡し、情報の共有化と初動体制の強化を図る。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長を常時補佐できる体制を整備する。

【職員参集基準】

	体制	参集職員	基準	
事態認定前	警戒本部体制（注意配備）	総務対策部及びその他必要な部が参集	初動対応のため、情報収集等が必要な場合	
	警戒本部体制（警戒配備）	災害警戒本部体制に準じて参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	事態認定につながる可能性がある事態が発生した場合、又は、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報又は通知を受けた場合	
	災害対策本部に準じた体制	災害対策本部体制に準じて参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	多数の死傷者が発生し、又は発生する可能性がある場合	
事態認定後	警戒本部体制（注意配備）	総務対策部及びその他必要な部が参集	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	初動対応のため、情報収集等が必要な場合
	警戒本部体制（警戒配備）	国民保護対策本部体制に準じて参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断		初動対応のため、警戒が必要な場合
	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が各職場に参集	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

（注）事態が緊急対処事態と認定された場合には、上表の「国民保護対策本部」は「緊急対処事態対策本部」と読み替えるものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	代替職員(第4順位)
市長 (市対策本部長)	副市長 (市対策副本部長)	総務部長	企画部長	市民環境部長

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)に示す体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	救済に係る手続項目	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	契約管財課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	〃
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	〃
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	〃
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの	〃
	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	〃
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		総務課
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		〃

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定地方行政機関との連携

市は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、その区域に係る自衛隊の国民保護等派遣が円滑に行われるよう、自衛隊との連携を図る。

3 道との連携

(1) 道の連絡先の把握

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について常に最新の情報を把握する。情報は、定期的に更新を行う。

(2) 道との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の道への協議

市は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、関係機関との協定一覧については資料編に記載する。

6 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、隊友会千歳支部その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要である。このため、市は、災害時等における非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設・設備	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、障害発生時における関連機器装置の二重化等の情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、災害情報共有システム（L-ALERT）、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等により、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。

このため、平時から緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防緊急無線、防災行政無線、災害情報共有システム（L-ALERT）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

なお、防災行政無線については、デジタル化に努める。

(3) 道警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、道から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）等を利用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
- 氏名
- フリガナ
- 出生の年月日
- 男女の別
- 住所（郵便番号を含む）
- 国籍
- ～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- 負傷(疾病)の該当
- 負傷又は疾病の状況
- 現在の居所
- 連絡先その他必要情報
- 親族・同居者への回答の希望
- 知人への回答の希望
- 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民
- （上記 ～ に加えて）
- 死亡の日時、場所及び状況
- 遺体が安置されている場所
- 連絡先その他必要情報
- ～ 、 ～ の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図

る。（被災情報の報告様式は資料編を参照。）

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、防災関係機関の職員や学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、国、道、近隣市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、防災関係機関等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻

撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市が訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を個別及び総合的に実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練 等

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、町内会、自主防災組織、隊友会千歳支部、社会福祉協議会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、場合によっては一部の地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

なお、市が集約・整理すべき基礎的資料は概ね以下のとおりである。

ア 地図

- ・地形図
- ・住宅地図

イ 人口分布

- ・夜間人口、世帯数
- ・昼間人口
- ・地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網・輸送力

- ・道路網図
- ・緊急輸送路路線図
- ・鉄道輸送力
- ・空港
- ・ヘリポート

エ 避難施設

オ 生活関連等施設等

カ 関係機関

キ 町内会、自主防災組織等

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人その他自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 道との調整

市は、道から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、道と連携して、救援に関する措置を迅速かつ適切に実施できるようにするため、必要な資料を収集し、随時更新する。

福祉避難所として活用できる社会福祉施設

宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等
関係医療機関等

備蓄物資

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道を活用した運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、道が保有する市域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

- 輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。

市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大 臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日
閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通
知）に基づき次の点に留意しつつ、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置
の実施のあり方について定める。

施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること

関連機関との連絡網の構築に努めること

施設への出入り管理に当たっては、身分確認に努めること など

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等にお
いて、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等
の措置を実施する。この場合において、道及び道警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

(3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携しながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社北海道支部、道、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃の被害が発生している場合や何らかの形で武力攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要である。

このため、そのような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における警戒本部等の設置及び初動措置

(1) 警戒本部等の設置

事態の発生当初は、発生起因や態様及び被害の規模等の詳細が不明であることが多い。

このため、事態に関する詳細な情報が把握されていない段階で、住民の避難や災害拡大に関し、迅速かつ適切な初動対応を確保するため必要と判断した場合には、市地域防災計画に基づく災害対策本部に準じた体制をとり初動対応を行う。

警戒本部体制（注意配備）

初動対応のため、情報収集の必要があると判断した場合には警戒本部（注意配備）を設置し情報収集を行うとともに関係機関との連絡調整を行う。

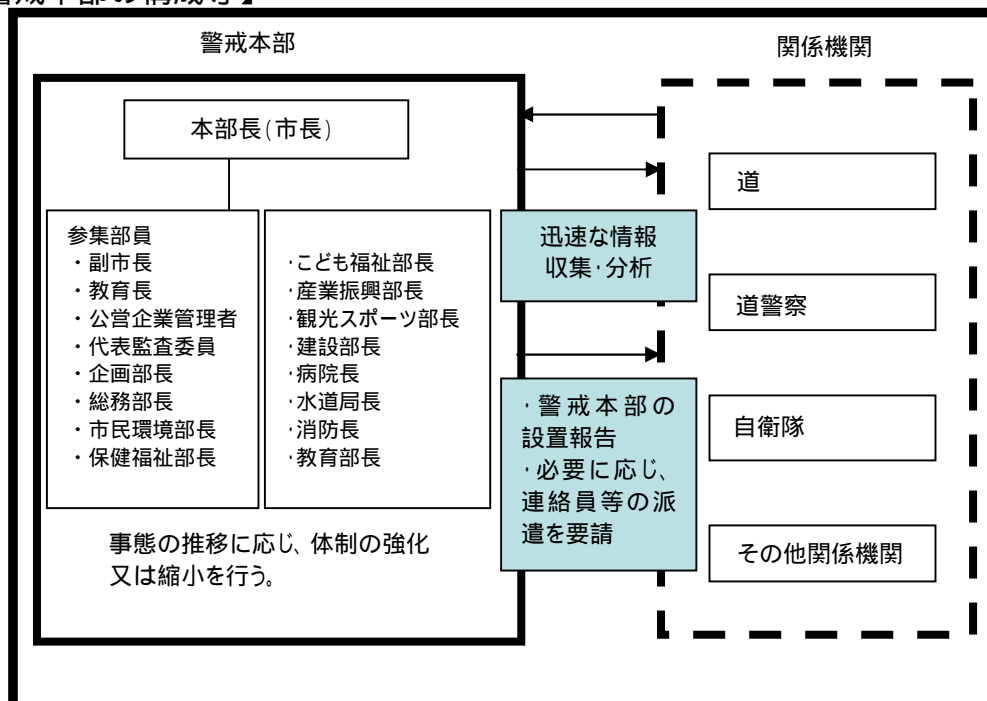
警戒本部体制（警戒配備）

事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、またはそのような事態が発生するおそれがあるとの通報等を受けた場合は、警戒本部（警戒配備）を設置して初動対応を行う。

災害対策本部に準じた体制

市域内において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するなど、市全体として対応する必要があると判断した場合は、速やかに道及び道警察に連絡を行うとともに、政府による事態認定がなされるまでは、災害対策本部に準じた体制に移行し、的確かつ迅速な事態対応を行う。

【市警戒本部の構成等】



また、警戒本部は、消防機関及び消防関係機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、警戒本部を設置した旨について、道に連絡を行う。

この場合、警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、道等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

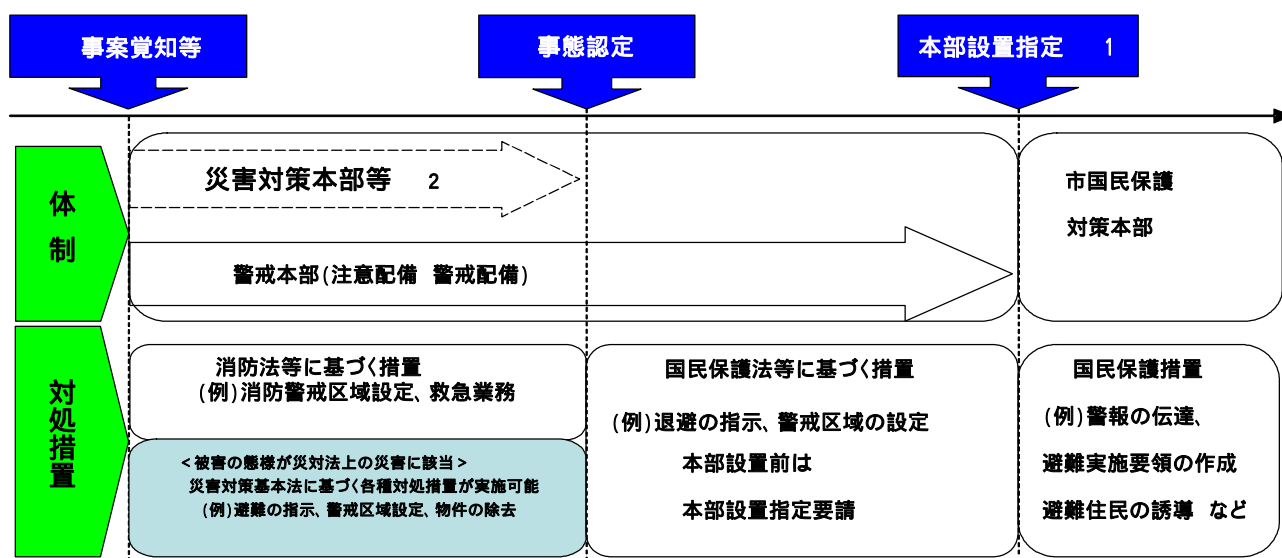
(4) 対策本部への移行に要する調整

警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、警戒本部を廃止する。

【災害対策基本法との関係】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。従って、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部が設置された後に、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を関係部等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置を指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 被害の態様が、自然災害、大規模な火災、爆発及び放射性物質の大量放出等の災害対策基本法上の災害に該当する場合は、事態認定前においても警戒本部を設置することなく災害対策本部を設置することがある。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に移行するものとする。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災に係る連絡体制を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の設置

市対策本部担当者は、市庁舎内に市対策本部を設置するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、交代要員、食料、燃料、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、千歳市防災学習交流施設に市対策本部を設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により代替機能設置場所を変更することがある。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

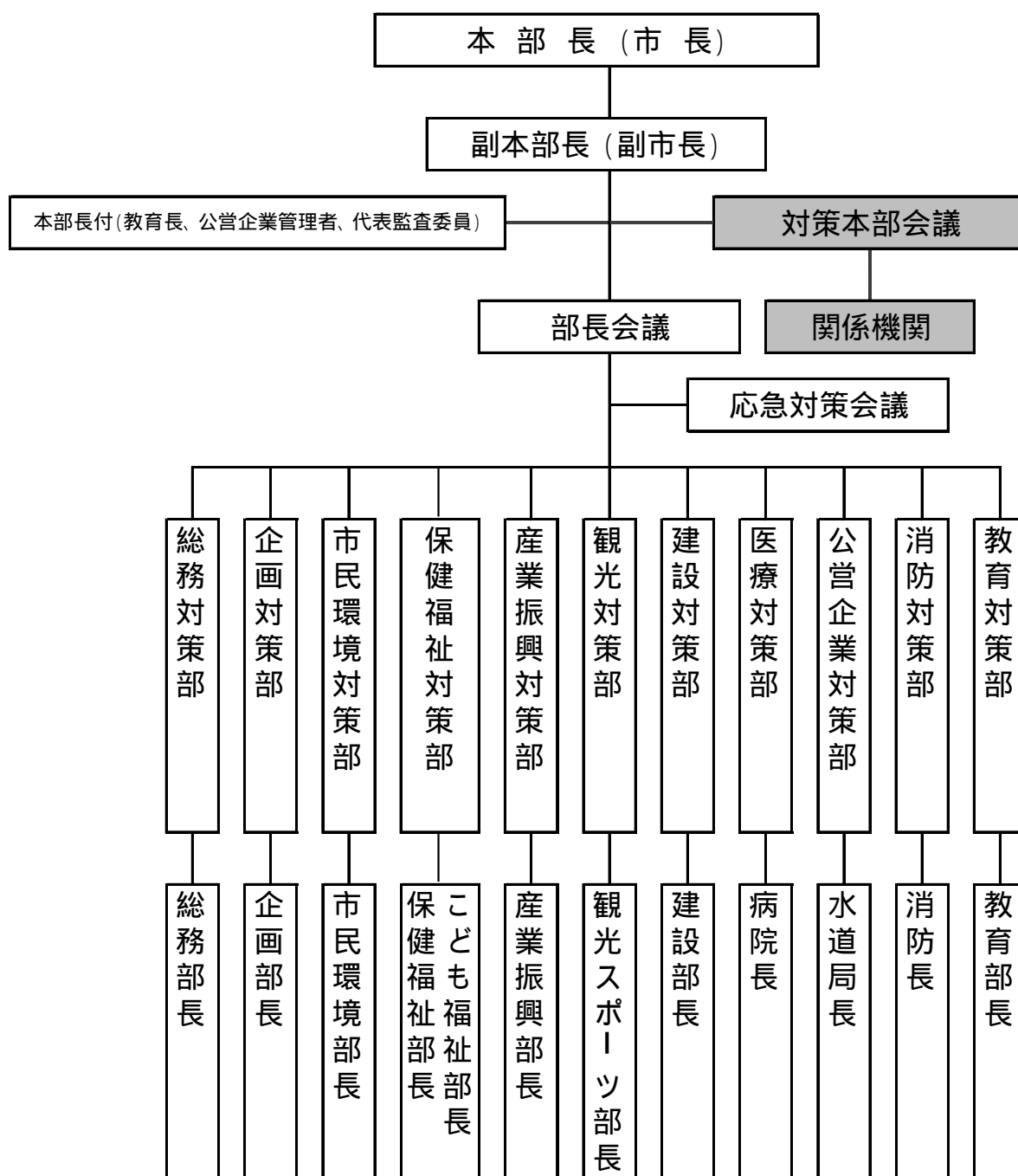
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務

市対策本部の組織構成及び各組織の業務は以下のとおりとする。

【市対策本部組織図】



【市対策本部の各部における武力攻撃事態における業務】

部の名称	武力攻撃事態等における業務
総務対策部	・市国民保護対策本部に関すること ・通信体制の確保に関すること ・道、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること ・危険情報等の収集、分析、提供に関すること ・特殊標章の交付、管理に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・警報及び緊急通報の伝達・通知に関すること ・被災情報の収集、提供に関すること ・生活関連等施設の安全対策の支援に関すること ・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること ・関係金融機関等との連絡調整に関すること ・市役所本庁舎の管理保全及び災害対策車両の確保等に関すること ・国民保護に係る中央関係機関との連絡調整に関すること ・国民保護措置に係る職員の公務災害補償に関すること ・国民保護措置に係る派遣職員の身分取扱いに関すること ・国民保護対策予算その他財政に関すること ・被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること ・その他の部に属さない国民保護措置等に関すること など
企画対策部	・避難の指示の通知・伝達に関すること ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること ・国民保護に係る広報及び広聴の総合調整に関すること など
市民環境対策部	・地域住民組織等との連携協力体制の調整に関すること ・生活関連等施設の被災状況の調査及び応急対策に関すること ・安否情報の収集、提供に関すること ・生活関連物資等の受給安定対策等に関すること ・遺体の処理並びに火葬及び埋葬に係る調整に関すること ・廃棄物の処理に関すること ・武力攻撃災害時における環境保全及び公害防止対策に関すること など
保健福祉対策部	・避難者の防疫に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・ボランティア団体等の受入れ及び配置計画に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること ・所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること ・医療関係機関との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関すること ・武力攻撃災害に係る保健衛生に関すること など
産業振興対策部	・商工団体等との連絡調整に関すること ・緊急生活物資等の調達及び輸送に関すること など
観光対策部	・観光水産施設、スポーツ施設等の被害調査及び応急対策に関すること など

建設対策部	・道路・河川等の被災対策の総合調整に関する事 ・被災時における雪対策に関する事 ・市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・被災建物の危険度判定等に関する事 など
医療対策部	・国民保護措置に係る医療救護に関する事 ・医療従事者の派遣に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制に関する事 など
公営企業対策部	・水の安定供給に関する事 ・応急給水に関する事 ・所管施設の保全及び復旧に関する事 ・下水道施設の被害状況の調査及び復旧に関する事 など
消防対策部	・警戒区域の設定に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関する事 ・消防団活動に関する事 など
教育対策部	・所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 ・所管施設の避難施設としての供用に関する事 ・園児、児童及び生徒の保護及び応急教育に関する事 など

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、可能な限り本部長（市長）自らが記者会見を行うこと。

ウ 道と連携した広報体制を構築すること。

関係する報道機関

市における関係報道機関は、資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

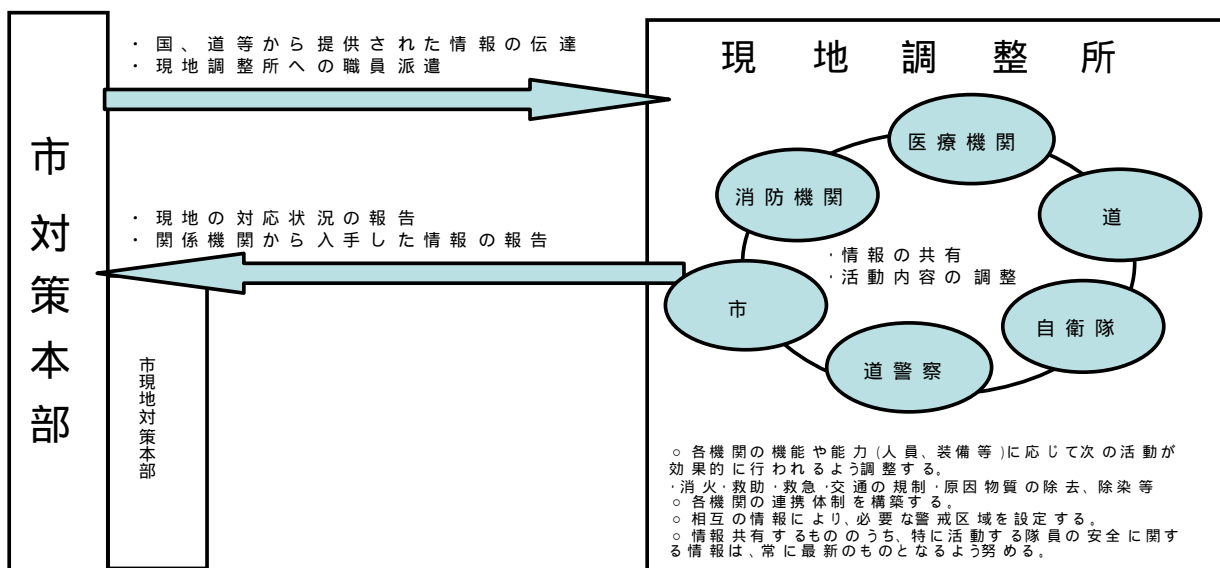
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

現地調整所は、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資

する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるので、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うこととする。

（7）市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

道対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、道対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等を活用し、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・道の対策本部との連携

(1) 国・道の対策本部との連携

市は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

市は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊札幌地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員（第11普通科連隊長、第2航空団司令）を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする北部方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする大湊地方総監を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 派遣された部隊等との調整

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 道への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定行政機関等への派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 派遣要請の手続き

市は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、道に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、隊友会千歳支部が自主防災組織や町内会等と連携して行う警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

また、市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

加えて、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

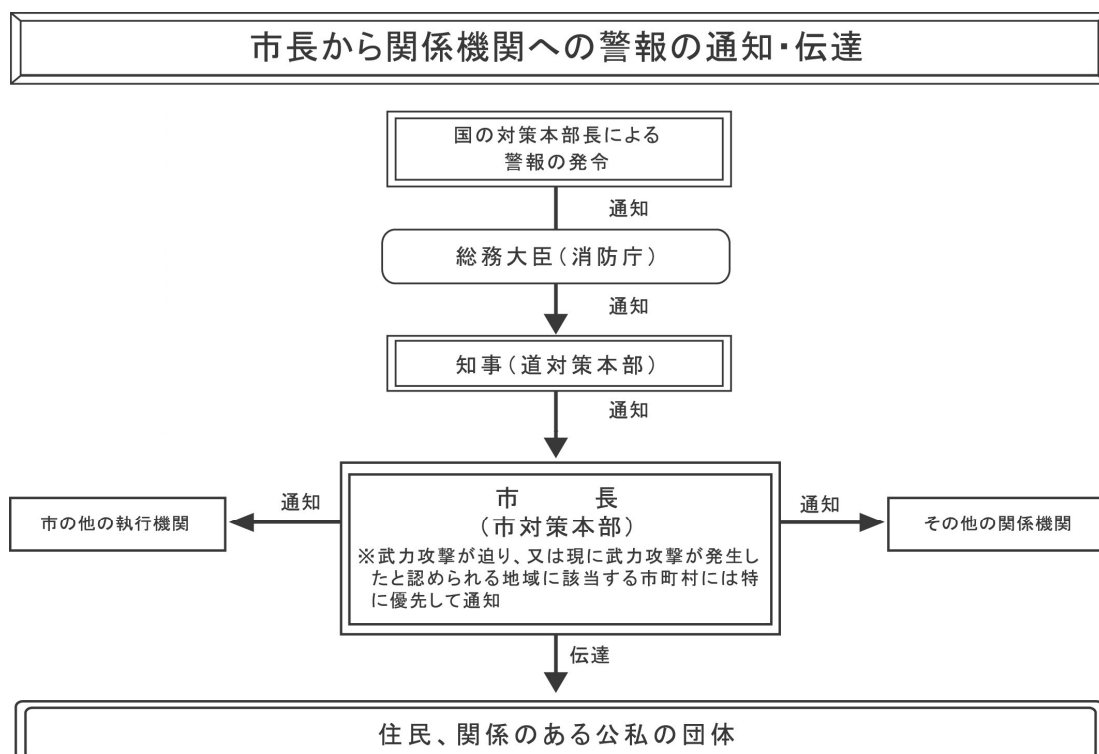
市は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

なお、市長から関係機関への警報の伝達等の仕組みは、下記のとおりである。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合、既に国が警報を発令しており、防災行政無線、放送事業者、携帯電話端末を通じ、住民に情報が発信されていると想定されるため、市が行う警報の伝達はこれを補完する内容となる。

具体的には、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起し、状況に応じて災害情報共有システム（L-ALERT）を活用し、周知を図る。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織、隊友会千歳支部等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、保健福祉部との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達方法

武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、道の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

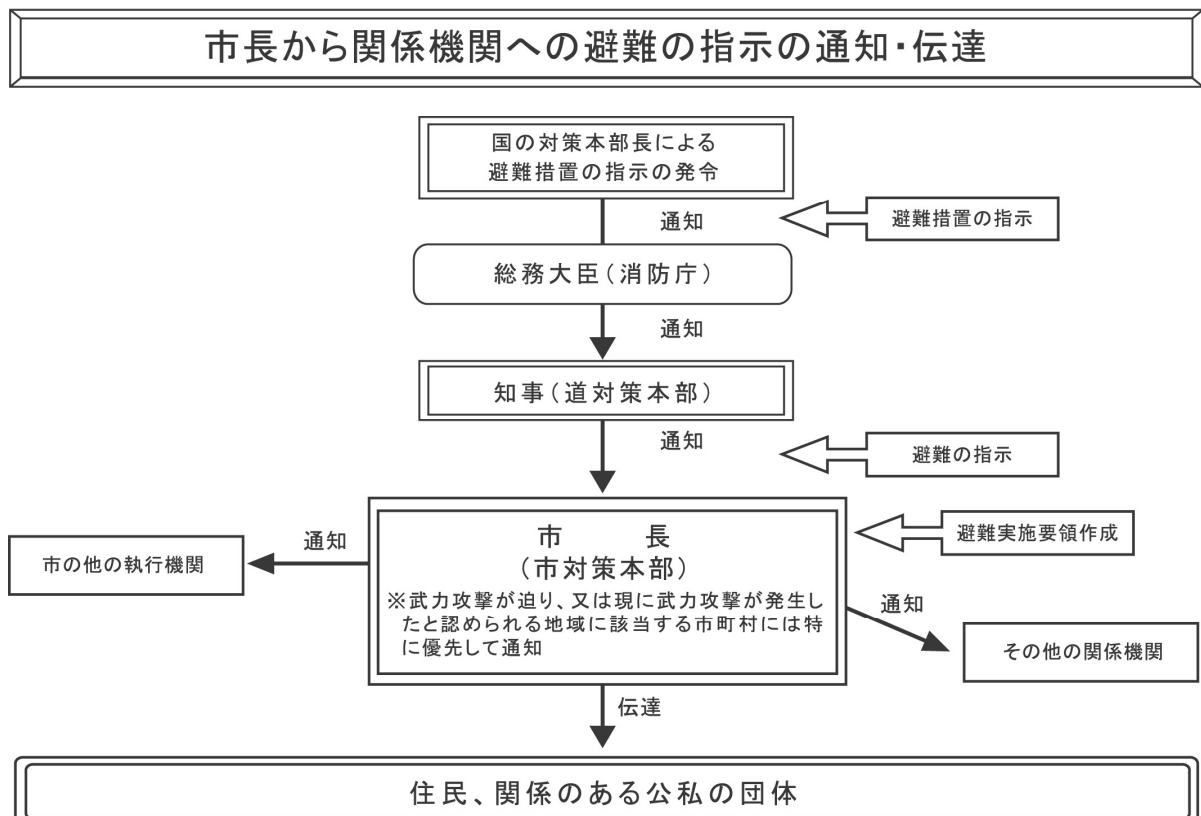
(1) 避難指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

市長は、警報に準じて本市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

なお、市長から関係機関への避難の指示の流れについては、下図のとおりである。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として道国民保護計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

【避難実施要領の項目】

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

市町村職員、消防職団員の配置等

高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

ア 地域毎の避難の時期

イ 優先度

ウ 避難の形態

事態の状況の把握

警報の内容や被災情報の分析を行う。

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握

ア 屋内避難

イ 徒歩による移動避難

ウ 長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送)

輸送手段の確保の調整

ア 道との役割分担

イ 運送事業者との連絡網

ウ 指定緊急避難場所の選定

要配慮者の避難方法の決定

高齢者、障がい者、外国人等要配慮者を支援する者を選択

避難経路や交通規制の調整

ア 具体的な避難経路

イ 道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整

ウ 道路の状況に係る道路管理者との調整

職員の配置

ア 各地域への職員の割り当て

イ 現地派遣職員の選定

関係機関との調整

ア 現地調整所の設置

イ 連絡手段の確保

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

ア 道対策本部との調整

イ 国の対策本部長による公共施設等利用指針(以下「利用指針」という。)を踏まえた対応

(4) 避難実施要領のパターン例

想定場所：道の駅サーモンパーク千歳

日付：平成30年2月21日

事態想定：国際テログループによる立てこもり

爆発物及び化学剤所持

半径50m以内の市民は屋内退避

半径51m以上300m以内の住民は北海道より避難指示

資料編【避難実施要領のパターン例】参照

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

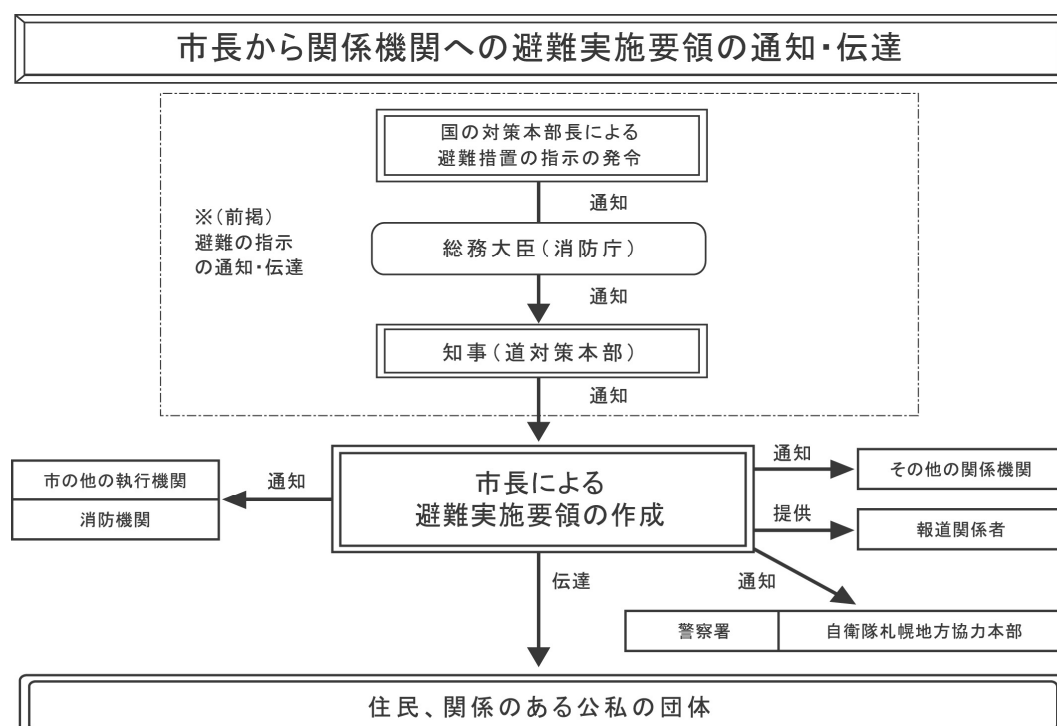
この場合において、市長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊札幌地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難の指示の伝達及び避難実施要領の伝達の流れについては、下記のとおりである。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長や国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織、隊友会千歳支部、社会福祉協議会や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、現実的な避難方法として屋内への避難も考慮する。

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

危険動物等の逸走対策

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃災害の事態想定は多岐にわたることから、国の基本指針や道国民保護計画で想定する事態に係る避難の留意点を記載する。

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、道国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から着上陸侵攻に伴う避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることが基本となる。

避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

一時避難場所までの移動した後、さらに一時避難場所からのバス等の運送手段を用いて移動する、といった手順が想定される。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することが基本となる。

ただし、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本となる。

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

なお、弾道ミサイル攻撃の場合の措置は、次のとおりである。

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

航空攻撃に伴う避難については、着上陸侵攻の場合と同様とする。

なお、急襲的な航空攻撃に伴う避難については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の供与
 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 医療の提供及び助産
 被災者の搜索及び救出
 埋葬及び火葬
 電話その他の通信設備の提供
 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 学用品の給与
 遺体の搜索及び処理
 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、積雪寒冷などの地域の特性を考慮し、必要な研究を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 道への要請等

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、1の(1)の通知があった場合において、次の から の事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、当該事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行う。

収容施設の供与

ア 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所を供与する等の利便性を考慮する。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

イ 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

ウ 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を提供する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに提供する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 供給・調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水及び生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわた

ることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

イ 給与又は貸与の実施

給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

ウ 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

医療の提供及び助産

ア 医療活動を実施するための体制整備

武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

イ 医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

また、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努める。

救護班の緊急輸送については、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

ウ 医療活動の実施

市は、市民病院等において医療活動を行うほか、区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

エ 医薬品等の確保

市は、医薬品等の不足が生じたときは、道に医薬品の確保について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

被災者の搜索及び救出

武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となっていく搜索救出活動との連携を図る。

埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、道・道警察及び他市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、市が対象となる地域に厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。

【特例の具体的内容】

- （ア）国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の遺体については、戸籍法に基づき、死亡届等を受理した市町村長以外の市町村長が埋葬等の許可を与えることができる。
- （イ）国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の遺体の埋火葬を行おうとする者が、埋火葬の許可を申請するために市町村の窓口に行くことが困難な場合、墓地埋葬法第5条第1項の許可を不要とする。

電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供に当たっては、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について、の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

学用品の給与

市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

遺体の搜索及び処理

ア 遺体の搜索

遺体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊と連携して実施する。

イ 遺体の処理

搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合は、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国及び道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が の措置に応じない場合、特定物資の収用

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が に応じない場合、医療の指示

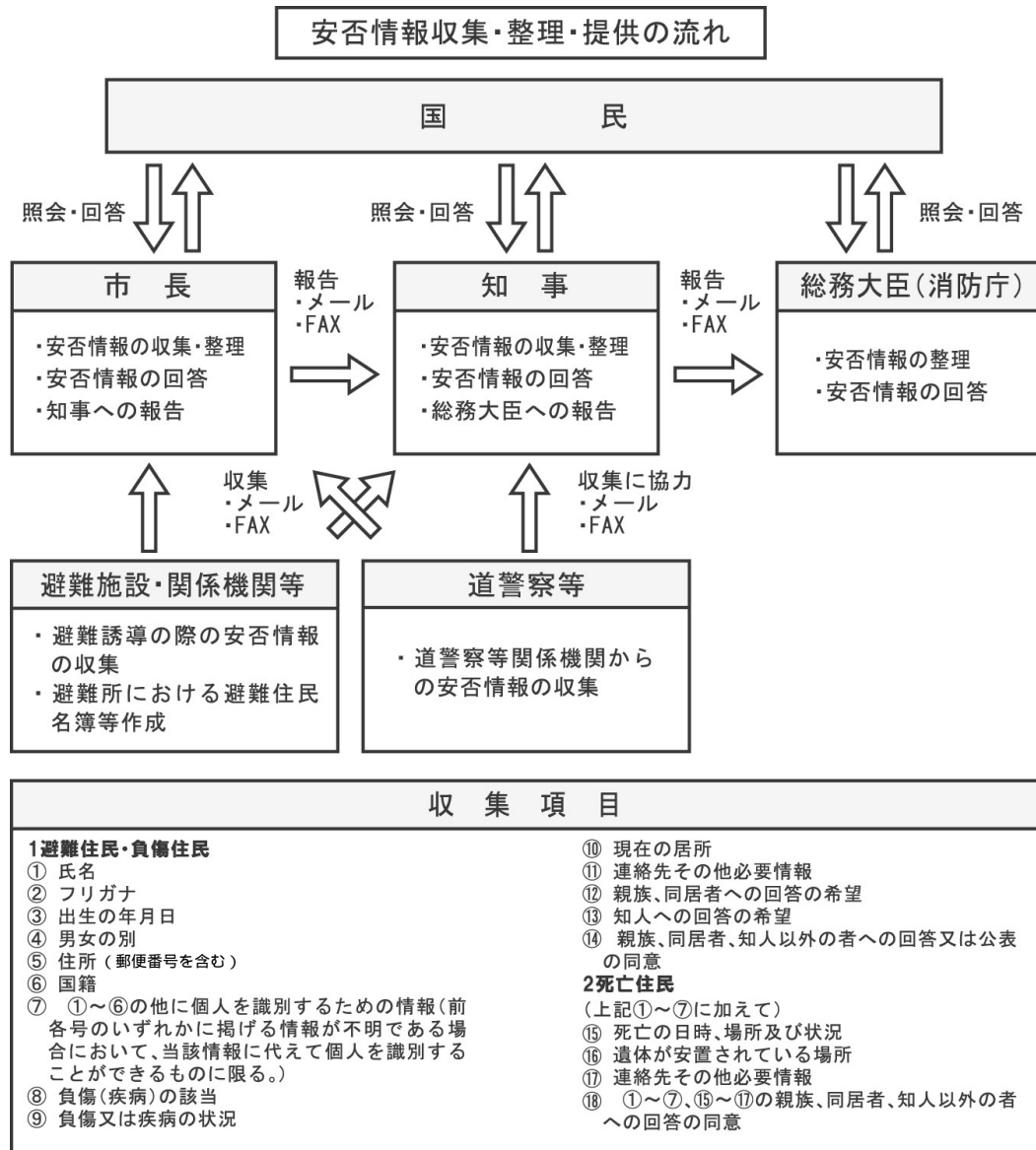
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、以下のとおりである。



1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の

報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口答、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、避難行動要支援者名簿等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 道に対する報告

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、市対策本部を設置すると同時に、安否情報の照会窓口、電話及びFAX

番号、メールアドレスについて、住民に周知する。

安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示と避難の指示の違い

【退避の指示】

退避とは、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れる緊急避難であり、退避先を示さない場合もあり得る。市町村長が指示することが原則だが、一定の条件の下で知事、警察官、海上保安官及び自衛官が指示することができる。

【避難の指示】

国の対策本部長の「避難措置の指示」を受けて知事が行うものであり、避難先、避難の経路、避難の方法等を明示する。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、道警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

なお、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、北海道広域消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官による緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊

の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、道警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

市長は、知事又は消防庁長官から被災地となった他市町村の消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ、道警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

ただし、公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者と調整したうえで、上記の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

対象

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護

法施行令第29条)

措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)の アからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、道警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

- ・市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。
- ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
- ・市は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。
- ・市は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行うものとする。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、国民保護担当部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

市は、電話、電子メールその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、道警察、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

市は、被災情報の収集に当たっては、道及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時間に道に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を道と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

市は、市が保有する市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を直接又は道教育委員会を通じて行った場合には、所定の手続きに従って、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市は、必要に応じ、道教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めを行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等や水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために道等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、義務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行うもの及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は資料編に記載）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護

室長通知)を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 道に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、道の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対応

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対応保護措置の実施などの緊急処理事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

○ 千歳市国民保護協議会委員である関係団体等

【指定行政機関・指定地方行政機関（自衛隊含む）】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
札幌開発建設部 千歳道路事務所	工務課	千歳市北斗 6丁目13-3	0123(23) 2191~2	
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	計画課	千歳市住吉 1丁目1-1	0123(24) 1114	
札幌開発建設部 千歳空港建設事業所		千歳市美々 新千歳空港内	0123(24) 7111	
東京航空局 新千歳空港事務所	航空保安防災課	千歳市美々 新千歳空港内	0123(23) 4173	
第一管区海上保安本部 千歳航空基地	専門官	千歳市平和	0123(23) 9118	
北海道農政事務所	企画調整室	札幌市中央区南22条 西6丁目2-22	011(330) 8801	
石狩森林管理署	総括事務管理官	札幌市中央区南9条 西23丁目-1-10	011(563) 6111	
札幌管区气象台	防災調査課	札幌市中央区北2条 西18丁目2	011(611) 6149	
北海道防衛局 千歳防衛事務所		千歳市東雲町3丁目2 -1	0123(23) 3145	
北海道総合通信局	総務部総務課総 括係	札幌市北区北8条西2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-709- 2311	
陸上自衛隊 第11普通科連隊	第3科	千歳市祝梅1016	0123(23) 5131	
航空自衛隊 第2航空団	防衛部防衛班	千歳市平和無番地	0123(23) 3101	

【北海道機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
石狩振興局地域創生部	地域政策課	札幌市中央区北3条西 7丁目	011(204) 5818	
石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	企画総務課	東雲町4丁目2	0123(23) 3175	
札幌建設管理部 千歳出張所	施設保全室	桂木6丁目1-28	0123(23) 4191	
札幌方面千歳警察署	警備課	東雲町5丁目61	0123(42) 0110	

【指定公共機関・指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
北海道電力(株) 送配電カンパニー千歳 ネットワークセンター	お客さま センター	千歳市北栄 2丁目2-20	0123(23) 5101	
北海道旅客鉄道(株) 千歳駅	副駅長	千歳市千代田7丁目7 -2	0123(23) 2040	
北海道旅客鉄道(株) 新千歳空港駅	副駅長	千歳市美々 新千歳空港内	0123(45) 7001	
東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	札幌市中央区北1条西 4丁目	011(212) 4466	
(株)ドコモCS北海道 苫小牧支店	ネットワーク 担当	苫小牧市旭町3丁目6 -13	0144(32) 8410	
日本郵便(株)千歳郵便局	総務課	千歳市千代田町 7丁目101-20	0123(23) 2341	
北海道ガス(株)千歳支店	営業グループ	千歳市清水町 1丁目1-1	0123(26) 8623	
千歳医師会	事務局	千歳市東雲町2-34 千歳市教育委員会庁舎内	0123(24) 3549	
千歳歯科医師会	理事	千歳市稲穂4丁目3- 10(リーフ歯科)	0123(40) 3333	
日本通運(株) 千歳支店		千歳市上長都1057 -21	0123(24) 0281	
北海道中央バス(株) 千歳営業所		千歳市青葉2丁目4- 3	0123(23) 2171	
千歳市薬剤師会	会長	千歳市北光2丁目1- 1	0123(24) 3000	

【国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者】

○千歳市国民保護協議会委員以外の関係団体

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
陸上自衛隊 第1特科団	第3科	千歳市北信濃 7 2 4	0 1 2 3 (2 3) 2 1 0 6	
自衛隊札幌地方協力 本部千歳地域事務所	運用班	千歳市錦町4丁目33	0 1 2 3 (2 6) 1 7 7 5	
北海道防衛局	総務課	札幌市中央区大通西 1 2 札幌第3合同庁舎	0 1 1 (2 7 2) 7 5 7 8	
新千歳航空測候所		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 7 7 1 3	
北海少年院		千歳市大和 4丁目746 - 10	0 1 2 3 (2 3) 3 1 4 7	
紫明女子学院		千歳市大和 4丁目662 - 2	0 1 2 3 (2 2) 5 1 4 1	
千歳商工会議所		千歳市東雲町 3丁目2 - 6	0 1 2 3 (2 3) 2 1 7 5	
千歳市社会福祉協議 会		千歳市東雲町 1丁目11	0 1 2 3 (2 7) 2 5 2 5	
千歳市町内会連合会		千歳市幸町4丁目3 0	0 1 2 3 (2 7) 3 7 5 0	
千歳市赤十字奉仕団		千歳市東雲町1丁目 11	0 1 2 3 (2 7) 2 5 2 5	
道央農業協同組合 千歳支所		千歳市高台 5丁目1 - 15	0 1 2 3 (2 3) 5 6 0 0	
千歳市森林組合		千歳市稲穂 1丁目8 - 8	0 1 2 3 (2 3) 3 0 4 4	
日本航空㈱ 千歳空港支店		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 2 1 0 4	
全日本空輸㈱ (ANA 新千歳空港㈱)		千歳市美々 新千歳空港内	0 1 2 3 (4 5) 5 0 3 0	
王子製紙㈱ 苫小牧工場		苫小牧市王子町2丁 目1 - 1	0 1 4 4 (3 2) 0 1 1 1	
千歳相互観光バス㈱		千歳市里見2丁目1	0 1 2 3 (2 8) 8 8 2 2	
千歳建設業協会		千歳市本町 1丁目16	0 1 2 3 (2 2) 2 4 2 8	
千歳市環境整備事業 協同組合		千歳市上長都 1057 - 7	0 1 2 3 (2 4) 1 3 6 6	

【関係自治体】

名称	担当部署	所在地	電話番号	その他の 連絡方法
札幌市	危機管理対策室 危機管理対策課	札幌市中央区北 1 西 2	0 1 1 (2 1 1) 3 0 6 2	
江別市	総務部 危機対策室	江別市高砂町 6	0 1 1 (3 8 1) 1 4 0 7	
恵庭市	総務部 基地・防災課	恵庭市京町 1	0 1 2 3 (3 3) 3 1 3 1	
北広島市	総務部 危機管理課	北広島市中央 4 丁目 2 - 1	0 1 1 (3 7 2) 3 3 1 1	
石狩市	総務部 総合危機管理室	石狩市花川北 6 条 1 丁 目 3 0 - 2	0 1 3 3 (7 2) 3 1 9 0	
当別町	総務課 総務係	当別町白樺町 5 8 - 9	0 1 3 3 (2 3) 2 3 3 0	
新篠津村	総務課	新篠津村第 4 7 線北 1 3	0 1 2 6 (5 7) 2 1 1 1	
苫小牧市	市民生活部 危機管理室	苫小牧市旭町 4 丁目 5 - 6	0 1 4 4 (3 2) 6 2 8 0	
伊達市	総務課	伊達市鹿島町 2 0 - 1	0 1 4 2 (2 3) 3 3 3 1	
白老町	総務課	白老町大町 1 丁目 1 - 1	0 1 4 4 (8 2) 4 2 7 7	
安平町	総務課	安平町早来大町 9 5	0 1 4 5 (2 2) 2 5 1 1	
由仁町	総務課	由仁町新光 2 0 0	0 1 2 3 (8 3) 2 1 1 1	
長沼町	政策推進課	長沼町中央北 1 丁目 1 - 1	0 1 2 3 (8 8) 2 1 1 1	
厚真町	総務課	厚真町京町 1 2 0	0 1 4 5 (2 7) 2 3 2 1	
むかわ町	総務課	むかわ町美幸町 2 - 8 8	0 1 4 5 (4 2) 2 4 1 1	

【関係機関との協定一覧】

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時の医療救護活動に 関する協定書	社団法人 千歳医師会	平成元年 4 月 1 0 日	救護活動
災害時相互応援に関する 協定	苫小牧市・千歳市・恵庭市	平成 8 年 5 月 2 9 日	相互応援
災害時等における北海道 及び市町村相互の応援に 関する協定	北海道・北海道市長会・ 北海道町村会	平成 9 年 1 1 月 5 日	北海道及び市町村相互の 応援

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	社団法人 北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会	平成11年3月31日	LPガス等の供給
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人 千歳歯科医師会	平成14年4月12日	救護活動
災害時における遺体搬送等に関する協定	社団法人 全国霊柩自動車協会	平成15年8月26日	遺体搬送等
避難場所広告看板に関する協定	NTT北海道電話帳 株式会社	平成16年11月5日	避難場所の広告
避難場所広告看板に関する協定	北電興業 株式会社	平成17年6月20日	避難場所の広告
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳建設業協会	平成18年4月26日	災害応急対策
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市環境整備事業協同組合	平成18年4月26日	災害応急対策
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会 千歳地方隊友会千歳支部	平成18年5月18日	必要な援助
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市管工事業協同組合	平成19年1月26日	災害応急対策
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン北海道 株式会社	平成20年1月31日	応急生活物資供給等
災害時における協力に関する協定	日本郵便 株式会社 千歳支店	平成20年6月30日	郵便関連に関するもの
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電業協会	平成20年10月30日	災害応急対策
災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジサービス 株式会社	平成22年4月21日	救援物資提供
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島氏	平成22年9月24日	相互応援
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング 株式会社	平成23年6月23日	救援物資提供
災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ 株式会社	平成23年6月29日	救援物資提供
災害等に発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会石狩支部	平成23年9月2日	災害応急対策
災害時等の相互応援に関する協定	指宿市	平成23年10月21日	相互応援
災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳地方石油業協同組合	平成24年2月15日	燃料提供
災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳燃料販売同業組合	平成24年2月15日	燃料提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	太平洋商事 株式会社	平成24年3月15日	救援物資提供

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 カナモト 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本 株式会社 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	北海産業 株式会社 千歳営業所	平成24年3月15日	救援物資提供
大規模災害時等における連携に関する協定	第11普通科連隊	平成24年9月8日	連携
災害等における災害時における一時避難所に関する協定	セガサミーゴルフエンタテイメント 株式会社	平成24年11月12日	避難所の提供
大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、千歳基地	平成24年11月9日	留守家族支援
災害等におけるレンタル機材の提供に関する提供	株式会社 レンテム	平成24年11月19日	救難物資提供
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 ナガワ	平成24年11月19日	救援物資提供
アマチュア無線による災害時応援協定	千歳アマチュア無線協会	平成25年4月16日	情報提供
災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	平成25年6月10日	福祉避難所開設
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー 株式会社	平成25年11月29日	情報発信
災害時における物資の輸送及び保管・管理に関する協定	ヤマト運輸 株式会社 千歳主管支店	平成26年3月6日	救援物資輸送
災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	平成26年3月28日	災害復旧事務
災害時等における物資提供に関する協定	北海道森紙業 株式会社	平成26年4月28日	救援物資提供
原子力災害時等における広域避難に関する協定	倶知安町	平成26年10月30日	原子力災害時における倶知安町住民の受け入れ
災害時等における電気設備等の応急対策業務に関する協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	平成27年2月4日	災害応急対策
災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ株式会社	平成27年3月25日	救援物資提供
災害時における米軍再編6基地関係自治体の相互応援協定	米軍再編6基地関係自治体連絡協議会加盟20自治体	平成27年3月31日	相互応援
災害時等における緊急・支援物資の輸送に関する協定	札幌地区トラック協会千歳支部	平成28年6月24日	救援物資輸送

協定名称	協定先	締結年月日	応援の内容
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	千歳工業クラブ	平成28年8月9日	災害応急対策
災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電通業協会	平成29年8月22日	災害応急対策
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年8月28日	救援物資提供
災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	千歳相互観光バス株式会社	平成30年3月29日	避難者輸送等

【関係報道機関一覧】

名称	所在地	電話番号	FAX
北海道新聞社千歳支局	東雲町2丁目15	0123-23-2345	0123-24-4474
千歳民報社	北斗2丁目10-15	0123-23-4211	0123-23-2600

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
千 歳 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日
 (2) 発生場所 〇〇市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
 3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概 況

【第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書】

表面		裏面													
 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel  氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height _____</td> <td style="width: 33%;">目の色/Eyes _____</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 印章/Stamp </td> <td> 所持者の署名/Signature of holder </td> </tr> </table>		身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
身長/Height _____	目の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____													
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____															
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER															
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder													

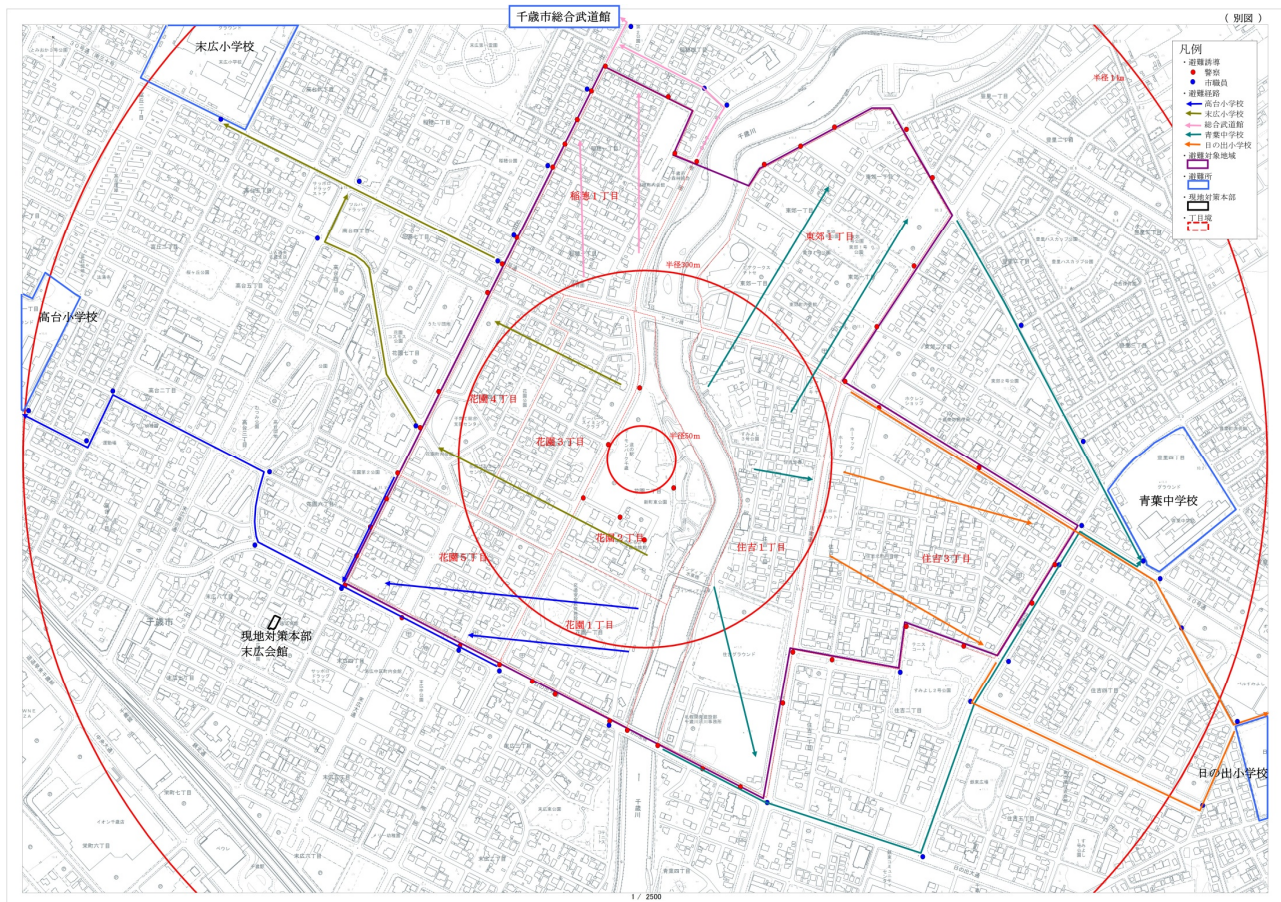
(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

【避難実施要領パターン例】

避難実施要領										
平成30年2月21日 16時00分現在										
市町村域内避難										
1 都道府県からの避難の指示の内容										
北海道知事より「避難の指示」の内容について通知がある										
2 事態の状況、関係機関の措置										
2-1 事態の状況										
発生時期	平成30年2月21日									
発生場所	道の駅 サーモンパーク千歳（花園2丁目）									
実行の主体	武装グループ4人									
事案概要と被害状況	・警察の検問を突破した武装グループ（神奈川県で発生した米国関連施設を対象にテロを繰り返している国際テログループ）による人質立て籠もり事案が本日13時頃発生。 ・現場は、道の駅サーモンパーク千歳（花園2丁目） ・立て籠もっている犯人は4人で、拳銃所持の恐れ（検問突破時に警察官に向け発砲）及び犯行声明と爆発物・化学剤を所持 ・現場周辺は警察による立ち入り規制が実施され、現場から半径50mの住民等に対し屋内退避の指示がなされている ・人質は、道の駅サーモンパーク千歳施設内、大人10人、子ども5人、合計15人で負傷状況は不明 ・所持している化学剤の影響は直線距離で200m以上に及ぶことが予想されることから、国において安全距離として300mを考慮									
今後の予測・影響と措置	・半径50mに屋内退避指示がなされている ・対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難所にとどまることを考慮 ・冬期間による降雪、防寒対策等に対する暖房等の配慮									
気象の状況	天候：晴れ 気温：-12.0℃ 風向き：西 風速8.0m/s									
2-2 避難住民の誘導の概要										
要避難地域	東郊1丁目、住吉1・3丁目、稲穂1丁目、花園1～5丁目									
避難先と避難誘導の方針	東郊1丁目、住吉1丁目住民を青葉中学校、住吉3丁目住民を日の出小学校、花園1・5丁目住民を高台小学校、花園2～4丁目住民を末広小学校、稲穂1丁目住民を千歳市総合武道館へ速やかに避難させる。									
避難開始日時	2月21日 16時10分									
避難完了予定日時	2月21日 18時10分									
2-3 関係機関の措置等										
措置の概要	警察：半径50m規制エリアに配置。消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を警戒区域として設定 市職員：避難所までの主なルートに誘導員として職員を配置 バス事業者：現場付近の運行停止 避難先：青葉中学校、日の出小学校、高台小学校、末広小学校、市総合武道館									
連絡調整先	現地調整所：末広会館 調整所委員：市職員12人を派遣 振興局地方対策本部：職員1人を派遣									
3 事態等の特性で留意すべき事項										
事態の特性	化学剤の影響は直線距離で200m以上に及ぶことが予想されている									
地域の特性	・地域の結びつきが強く町内会単位での行動が期待できる。 ・要配慮者が多く居住しており、避難時に消防救急車、公用車等での移動等配慮が必要									
時期による特性	冬期間のため防寒対策の配慮が必要									
4 避難者数（単位：人）										
地区名 （条丁目、町、区、町内会等）	東郊1丁目	住吉1丁目	住吉3丁目	稲穂1丁目	花園1丁目	花園2丁目	花園3丁目	花園4丁目	花園5丁目	合計
避難者数（計）（平成30年2月1日）	347	484	830	432	110	57	360	352	427	3,399
うち要配慮者数（平成29年11月1日）	28	51	89	62	12	2	49	61	35	389
うち外国人等の数（平成30年2月1日）	0	1	1	0	0	0	1	3	7	13
5 避難施設と一時集合場所										
5-1 避難施設										
避難先地域	豊里4丁目	日の出2丁目	あずさ1丁目	富丘1丁目	富丘2丁目					
避難施設名	青葉中学校	日の出小学校	千歳市総合武道館	高台小学校	末広小学校					
所在地	豊里4丁目1-1	日の出2丁目3-20	あずさ1丁目3-1	富丘1丁目19-4	富丘2丁目6-2					
収容可能人数（人）	1,021	1,066	1,566	822	995					
連絡先（電話等）	24-4147	23-2670	22-2100	23-9109	23-4127					
連絡担当者										
5-2 一時集合場所										
一時集合場所名	なし									
所在地										
連絡先（電話等）										
連絡担当者										
その他留意事項										
6 避難手段										
避難手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）									
避難手段の詳細	種類（車種等）									
	台数									
	輸送可能人数									
	連絡先									
輸送力の配分の考え方	上記要配慮者地区人数の配分									
その他避難手段	要配慮者 その他	自力歩行が困難な避難行動要支援者に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。								
7 避難経路										
避難に使用する道路	別図参照									
交通規制	実施者の確認	北海道札幌方面千歳警察署								
	規制にあたる人数	50人程度								
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙で示す区間で交通規制を行う。								
警備体制	実施者の確認	北海道札幌方面千歳警察署、千歳市								
	規制にあたる人数	80人程度								
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。								

8 避難誘導要領						
8-1 避難（輸送）方法						
地区	-					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-				
	輸送手段	-				
	避難先	-				
	集合時間	-				
	その他（誘導責任者等）	-				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	東郊1丁目 住吉1丁目	住吉3丁目	稲穂1丁目	花園1・5丁目	花園2～4丁目
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	別図参照	別図参照	別図参照	別図参照	別図参照
	避難先	青葉中学校	日の出小学校	千歳市総合武道館	高台小学校	末広小学校
	避難開始日時	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分	2月21日 16時10分
	避難完了予定日時	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分	2月21日 18時10分
	その他（誘導責任者等）					
要援護者の避難方法	誘導の実施単位	実事案発生時にその場で対応する				
	要配慮者への支援事項					
	輸送手段					
	避難経路					
	避難先					
	避難開始日時					
	避難完了予定日時					
8-2 職員の配置方法						
配置場所	①青葉中学校（23-4147） ②日の出小学校（23-2670） ③高台小学校（23-9109） ④末広小学校（23-4127） ⑤市総合武道館（22-2100）					
人数	保健福祉対策部を中心に各4名					
現地調整所	12名					
8-3 残留者の確認方法						
確認者	北海道札幌地方千歳警察署、千歳市					
確認時期	2月21日 17時40分					
確認場所	東郊1丁目、住吉1・3丁目、稲穂1丁目、花園1～5丁目					
確認方法	広報車、防災行政無線、アラート等による呼びかけ					
残留者に対する措置	避難するよう呼びかける					
確認終了予定日時	2月21日（木） 18時 10分					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供						
支援・提供の時期	避難誘導時は提供しない					
支援・提供の場所	各避難所					
支援・提供する食糧	流通品を基本とする					
実施担当部署	市民環境対策部					
8-5 追加情報の伝達方法等						
広報車、防災行政無線等						
9 避難時の留意事項（主に住民に伝達する事項）						
自宅から避難する場合の留意事項						
基本事項						
避難時は貴重品、運転免許証やパスポートなどの身分を証明するもの 着替えや日用品・常備薬などを含めた非常持ち出し袋を携行するよう呼びかける 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難をする ペットの逸走防止を講ずる						
事態の特性						
立て籠もりテロリストの行動を予測できないため、細心の注意が必要						
時期の特性						
冬期間であるため、防寒着などの防寒対策が必要 避難時点における暖房器具の電源を切る。水道管の水落など凍結防止を呼びかける						
一時集合場所での留意事項						
なし						
10 誘導に際しての留意事項（職員）						
職員は冷静沈着に、毅然たる姿勢を保つこと。防災活動服、腕章等を着用すること。						
11 情報伝達						
避難実施要領の住民への伝達方法						
防災行政無線、ホームページ等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達						
避難実施要領の伝達先						
各関係機関等						
職員間の連絡手段						
携帯電話及び防災行政無線等を利用する						
12 緊急時の連絡先						
市緊急事態対策本部						
電話：0123-24-0144 FAX：0123-22-8852（千歳市総務部危機管理課内）						

避難実施要領パターン【別図】



【基本用語の説明】

市国民保護計画で使用する主な用語の意味は次のとおりである。

用 語	意 味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本方針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。

用 語	意 味
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支部局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関(日本銀行、日本赤十字社など)又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
N B C 攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大(特に大規模災害時)による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。